

道路法(昭和27年 法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように町道の区域を変更する。
 その関係図面は、塩谷町建設水道課において、告示の日から30日間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

塩谷町長 見形 和久

No	前後別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
1	前	玉生中学校前線	大字玉生字河原976番1地先から 大字玉生字河原961番地先まで	最小 3.8 最大 5.0	190.1
	後		大字玉生字河原975番6地先から 大字玉生字河原961番5地先まで	最小 4.0 最大 5.4	153.7
2	前	玉生東房線	大字玉生字中島1338番地先から 大字東房字吹317番1地先まで	最小 1.8 最大 7.6	1140.3
	後		大字玉生字中島1338番地先から 大字東房字吹317番1地先まで	最小 4.0 最大 12.3	1135.9

道路法(昭和27年 法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように町道の供用を開始する。

その関係図面は、塩谷町建設水道課において、告示の日から30日間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

塩谷町長 見形 和久

No	路線名	区間	供用開始の期日
1	玉生中学校前線	大字玉生字河原975番6地先から 大字玉生字河原961番5地先まで	告示の日から
2	玉生東房線	大字玉生字中島1338番地先から 大字東房字吹317番1地先まで	告示の日から